

地域計画

策定年月日	令和7年3月26日
更新年月日	— ()
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	雲仙市 (213)
地域名 (地域内農業集落名)	南串山地区 (後山、鬼池、白頭、板引、門山、檜峯、加例川、上大良、射場、日原、路木、内平、溜水、妙見、椎木川、上木場、西浜、水ノ浦、田ノ平、坂上奥、辺木、小津波見、竹比、谷間川、塚ノ山、中ノ場)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	599.1 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	599.1 ha
② 田の面積	89.4 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	509.7 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	32.1 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	504.8 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・圃場整備が完了している区域は、効率化が図られ農地の集約化も進んでいる。

・圃場整備の計画があるものの、後継者がいないこと等が理由で同意が得られず行き詰っている地区がある。

・平地が少ないことや、急勾配で圃場が狭く2m未満の耕作道路が多いこと等、耕作条件が悪いことから、年々荒地が増加している。

・中山間地においては、さらに担い手の高齢化や後継者不足が顕著で、中山間直接支払制度を活用している地域では、主に野菜作付により農地を維持しているが、直接支払制度を活用していない地域においては、担い手も確保できず農地の荒廃化が加速している現状である。

・イノシシやアナグマの被害に加え、鳥害(カラス、ヒヨドリ等)も多く発生している。

・有機農業に取り組む農業者も増えつつあるが、慣行栽培との明確な栽培エリア分けが出来ていないため、新たな農地確保に苦慮している。

・未相続農地や所有者不明農地が増えており、農地貸借や売買による農地流動化が進まない原因の一つとなっている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・水稲については、農協等関係機関と連携して、高温耐性品種の「なつほのか」や「にこまる」に品種の切り替えを推進していく。また、水田作における畑地化を推進し、国の事業等を活用し高収益作物の作付拡大を進める。

・露地野菜については、主要作物のレタス、ばれいしょ、ブロッコリー等の作付拡大を進めるとともに、スマート農業等の導入やサービス事業体を活用し、省力化と経営の安定に繋げていく。

・畜産については、飼料高騰による経営の不安定さを解消するため、地域内の農地における飼料作物の作付け拡大を図り、自給飼料の割合を増やす。また、ヘルパー制度を活用し、ゆとりのある労働環境を作り、後継者の確保に繋げる。

・有機栽培においては、市のオーガニックビレッジ宣言(令和6年度宣言予定)に基づき、有機農業に対する理解を深める機会を増やし、有機農業の拡大を図るとともに、遊休農地の活用や新規就農者の獲得へ繋げる。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

認定農業者や認定新規就農者への農地集積・集約化を基本としつつ、同時に、特に条件不利農地については有機農業者への情報提供や地域外からの担い手の確保等に加え、兼業農家や定年帰農者、観光農園、市民農園、新規就農者の研修農地など、幅広く、そして柔軟な視野を持って農地の活用を考えていく。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	84.3	%	将来の目標とする集積率	90	%
--------	------	---	-------------	----	---

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

担い手への集積・集約化により団地数の維持又は減少、団地面積の拡大を進める。(令和16年度)

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組

・基盤整備実施地区においては、認定農業者及び認定新規就農者等の担い手への農地集積・集団化を図る。

・それ以外の農地についてもまずは担い手への集積・集団化を図るが、多様な農地を担う者への情報提供を積極的に行い、農地の活用に繋げる。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

・基本的には農地貸借の際は農地中間管理機構を活用することとし、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化を図る。担い手への集積・集約が難しいケースでは多様な担い手への貸付を進める。

・担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

(3) 基盤整備事業への取組

耕作条件や作業効率の向上を図るため、農地中間管理機構関連基盤整備事業の活用を検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組

・地域内の農業後継者の多くは、認定農業者や認定新規就農者の認定を受け、優良農地の確保に努め規模拡大の意向があることから、条件不利農地は敬遠しがちであるため、そのような条件不利農地の遊休化を防ぐためには、多様な経営体を確保し農地活用に関与させる必要がある。そのため、やる気のある高齢農家や定年帰農者等の積極的な農地利用を図るとともに、市の地域おこし協力隊員や移住対策部門と連携を図り、SNSを通じた空き農地や空き家の情報等を含めた農業を始めやすい環境を外部へ発信し、新たに農地を担う者を確保していく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組

・作業の効率化が期待できる作業は、委託による実施を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①イノシシ被害が大きいため、地域の防護柵を設置を検討して行く。また、耕作放棄地がイノシシ被害の増加を助長していると考えられるために、耕作放棄地を解消できないか地域で検討する。
 ②雲仙市有機農業実施計画に基づき、環境に配慮した農業の推進を進めていく。
 ③経営効率の向上のため、積極的にスマート農業に取り組む。
 ④長期間水稻を作付けしていない水田や、水張りが困難な水田については畑地化を進め、高収益作物への切り替えを進める。
 ⑦中山間地域等直接支払交付金等の事業を活用し、農地や農道等の保全管理のための取り組みを進めていく。
 ⑨生産コストを抑えるため地域内の畜産農家と連携を密に図り、堆肥等の活用率を高めていく。
 ⑩地域の担い手や、後継者を育成していくためには、条件の良い農地を残していくことが最低条件であるので、基盤整備をできるところからでも検討を進めて行く。
 地域内の農業を担う者の変更が生じた場合には、地域計画の見直しを地域の農業委員、最適化推進委員等の地域農業に精通する者への確認による協議を行う。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

別紙一覧表のとおり

5 農業支援サービス事業体一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

